

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日 時	令和2年11月30日(月曜日)	開 議 閉 議	午前10時30分 午前11時02分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野		
執行機関 出席者	山内市長公室長、小栗人事課長、内藤人事課副課長、阿比留人事課給与係長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 1名 報道関係者 1名	議員 0名 ()

会 議 の 概 要

10:30

1 開議

2 事務局日程説明

10:31

3 議案審査

(市長公室 入室)

10:31～

【市長公室】

- (1) 第9号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正
- (2) 第10号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

10:37

《質疑》

<三上委員>

10号議案の2は、会計年度任用職員について、不安定な職で収入も少ない方は削減しないという点は評価できる。これは、人事院勧告や国の措置にもあったのか。

<人事課長>

特例はないが、府下14市のうち亀岡市も含めて11市が同じように削減は行わないということである。

<三上委員>

一般職員の給料は、職員団体との交渉による妥結が前提であると思うが、今回の交渉の経緯を教えてほしい。

<人事課長>

職員団体は3団体あるが、職員連絡会と水道職員労働組合は妥結した。職員組合は、12月議会に提案することは了解していただいた。

<三上委員>

0.05月分下げることは了としないということか。

<人事課長>

下げることは本意ではないが、一定仕方がないと思うので、12月議会に上程することは了解したという回答であった。

<三上委員>

意見や要望は出たのか。

<人事課長>

下げることは反対であるが、会計年度任用職員は来年度からということで一定やむを得ないと判断している。下がるのは本意ではないが、12月議会に上程されることは了解したということであった。基本的には理解を示していただいたと判断している。

<三上委員>

来年度のことも出てくるが、コロナがどのようになるかということや民間企業の動向などにより来年の人事院勧告が出ると、これがまたさかのぼることもある。会派内からは、なぜ来年度まで下げるのかという声も出ているがどうか。

<人事課長>

今回、提案しているのは12月分だけであるが、年度任用であること、また、年度当初に勤務条件通知書により処遇を提示しているので、急に変更することは好ましくないということで、適用を令和3年度からとした。府下の状況も確認するが、ボーナスが上がったときはさかのぼらないということは今考えている。

<木曾委員>

一度に下げてしまうと影響が大きいので、2回に分けるということか。

<人事課長>

今回、12月に0.05月分下げる。基準日が、6月は6月1日、12月は12月1日であり、半年間ずつであるが期間は同じであることから、平準化を図るために2回に分けて0.025ずつ下げるという意味である。

<松山副委員長>

9-1ページ、イの改正前と改正後の合計割合が変わっていないことについての説明をお願いします。

<人事課長>

支給割合を変えずに、0.05月下がった分を6月と12月に分けて平準化するので、全体の3.35月については変わらないということである。今は年間3.4月分である。それが0.05月分下がることにより、年間3.35月分になる。今回の0.05月を6月と12月の2回に分けるので、全体は変えないという意味である。

(質疑終了)

10:45

(市長公室 退室)

4 討論～採決

《委員間討議》

なし

《討論》

なし

《採決》

＜山本委員長＞

賛成者は挙手願う。

第9号議案（特別職で常勤のものとの給与条例の一部改正）

挙手全員 可決

第10号議案（一般職員給与条例の一部改正）

挙手全員 可決

《指摘要望事項》

なし

（休憩）

10:50～11:00

5 委員長報告の確認

（山本委員長 委員長報告の朗読）

—全員了—

6 その他

＜山本委員長＞

次回の委員会は、12月11日金曜日、午前10時から開催し、議案審査を行う。

これにて散会する。

散会 ～11:02